

| |
|----------------------|
| 教育こども常任委員会 所管事務報告 |
|----------------------|

| |
|-----|
| 資 料 |
|-----|

| |
|-----------------|
| 平成 30 年 7 月 3 日 |
|-----------------|

※報告日までは外部への
資料提供はご遠慮ください。

西宮市立幼稚園のあり方Ⅱ (案)

平成 30 年 (2018 年) 月

西宮市教育委員会

目次

| | |
|--------------------------------------|-------|
| 第1章 西宮市立幼稚園のあり方Ⅱの策定にあたって | 2ページ |
| 第2章 本市の現状 | 3ページ |
| 1. 教育・保育を取り巻く環境 | |
| (1) 西宮市の人口の推移と予測 | |
| (2) 市内幼稚園、保育所などの利用状況 | |
| 2. 公立幼稚園の現状 | |
| (1) 公立幼稚園の現状 | |
| (2) 教職員の配置 | |
| (3) 公立幼稚園の運営状況の推移 | |
| (4) 特別な支援が必要な幼児への対応 | |
| 第3章 公立幼稚園が担う役割について | 10ページ |
| 1. これまで培ってきた公教育の始点として、幼児教育を継承・発展する役割 | |
| 2. 多様な教育的ニーズに対応する拠点としての役割 | |
| 3. 地域との結びつきを生かした子育て支援における拠点としての役割 | |
| 第4章 西宮市立幼稚園の今後のあり方と取り組み | 11ページ |
| 1. これまで培ってきた公教育の拠点として、幼児教育を継承・発展する役割 | |
| (1) 公教育の拠点としての幼児教育の継承と発展 | |
| (2) 質の高い幼児期の教育に向けた公私・幼保小の連携 | |
| 2. 多様な教育的ニーズに対応する拠点としての役割 | |
| (1) 支援体制の構築 | |
| (2) 要保護児童がいる家庭への対応 | |
| (3) こども未来センターなど関係機関との連携 | |
| (4) みやっこファイルの活用の促進 | |
| 3. 地域との結びつきを生かした子育て支援における拠点としての役割 | |
| (1) 幼稚園就園者数の減少に伴う公立幼稚園の適正配置 | |
| (2) 地域における公立幼稚園のあり方の位置づけ | |
| (3) 一時的な預かり保育「おむすび広場事業」 | |
| 4. 保育環境の整備 | |
| (1) 保護者負担における公私間格差 | |
| (2) 保育年数の考え方の整理 | |
| (3) 教職員の配置状況 | |
| 5. その他の取り組み | |
| (1) 認定こども園 | |
| (2) 休園が決定した施設の有効活用 | |
| 第5章 本計画の期間 | 24ページ |

西宮市立幼稚園のあり方Ⅱの策定にあたって

「戦後の学制改革と人口増により、市行政は義務教育学校の建設に追われ、幼稚園教育にまで手が回りかねていた。その時、幼児教育の重要性を認識した民間人たちが、物資不足の中で、私財を投じて幼稚園づくりに取り組んだ。

昭和 23 年（1948 年）2 月に浜脇幼稚園が再開されて、市内で唯一の独立園が誕生した。その後、昭和 31 年までに、9 園が開園又は再開園された。しかし、第 1 次ベビーブームによる園児の急増には対応できず、その間、私立幼稚園に依存することが多かった。

また、保育料等保護者負担の差が問題となり、昭和 41 年 4 月より私立幼稚園在籍園児保護者補助金を補助することになった。これは画期的な施策であり、公私立園の共存共栄をはかるものとして、全国的にも反響を呼んだ。」（西宮市戦後教育史より引用）

本市の幼稚園教育は、これまで私立幼稚園がその多くを担ってきた経緯があり、現在も市内全園児数の約 9 割が私立幼稚園に通っている。このような歴史と実績に基づき、公私立幼稚園の共存共栄を基本に、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものとして、継承・発展されてきたところである。そのうち市立幼稚園（以下、「公立幼稚園」という）は、学校教育法に基づく幼稚園教育要領に沿った教育課程の編成ならびに指導計画のもと、価値観が多様化する社会情勢の変化にも対応しながら、各園が目指すべき子供像を育成するための教育・保育を研究・実践してきた。

近年、子育て世代の増加が著しい地域がある一方で、少子化が進んでいる地域もあり、就園の環境の地域間格差が大きくなっている。また、公私立幼稚園の園児数の減少傾向が続く中、保育所待機児童は増加傾向の状況にある。こうした状況の中、平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度への移行を見据え、平成 27 年 1 月に「西宮市立幼稚園のあり方について（以下、あり方という）」を公表した。あり方においては「西宮市立幼稚園の休級及び休園等に関する規程（以下、休級・休園規程という）」に基づき、地域の就園環境を踏まえた公立幼稚園の適正配置や、就園奨励助成金の増額による保護者負担における公私間格差の是正、また多様化する保育ニーズへの対応も含めた考え方や今後の方向性を示したところである。

その後の就学前児童数やニーズの変化により市内での待機児童対策が喫緊の課題とされる一方で、国が全ての子供に質の高い幼児教育を保障するために無償化に向けた取り組みを進めている状況や、インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、幼稚園における特別支援教育を推進することが求められている中で、今後の公立幼稚園が適正配置後に担うべき役割について方向性を示すことを目的に、新たな「西宮市立幼稚園のあり方Ⅱ」を策定する。なお、策定にあたって、公私立幼稚園懇話会による公私立の全市的な幼児期の教育のあり方に向けての議論や、公立幼稚園の休園後の施設活用に向けての市長事務部局との緊密な連携をもとに進めた。

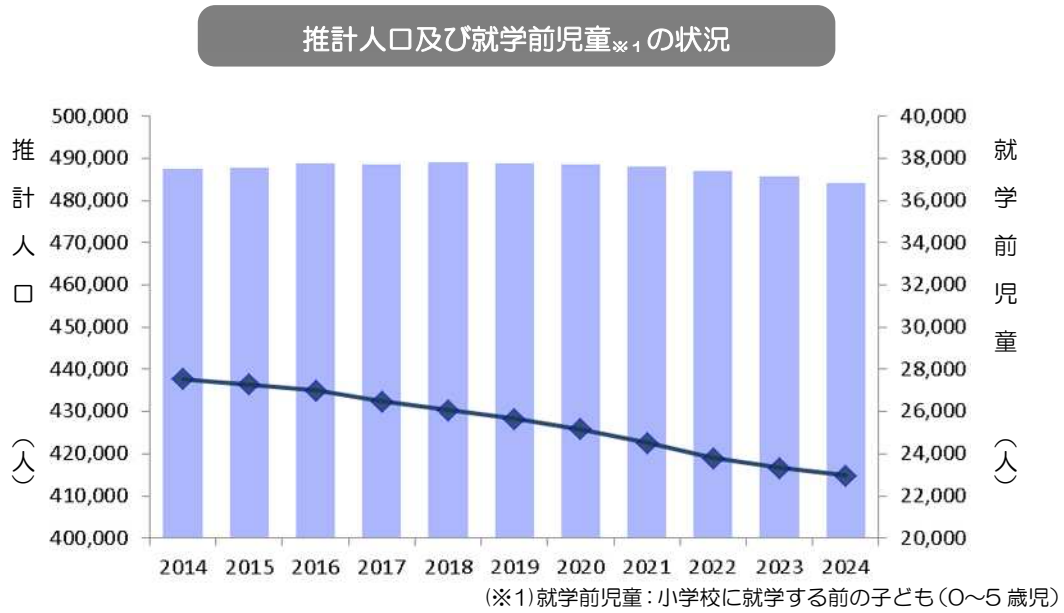
これまでの公立幼稚園のあり方に関する議論等の経過

| | |
|--------------|--|
| 平成 22 年 7 月 | 「西宮市幼児期の教育・保育審議会」設置 |
| 平成 24 年 9 月 | 西宮市議会市民文教常任委員会において所管事務報告 「西宮市立幼稚園の適正配置計画（当面のあり方）について」 |
| 平成 25 年 7 月 | 「西宮市幼児期の教育・保育審議会」答申 |
| 平成 25 年 8 月 | 「西宮市子ども・子育て会議」設置 |
| 平成 27 年 1 月 | 「西宮市立幼稚園のあり方について」 |
| 平成 27 年 4 月 | 子ども・子育て支援新制度移行（公立幼稚園 20 園、私立幼稚園 6 園） |
| 平成 29 年 10 月 | 西宮市立幼稚園のあり方検討会の設置 |

本市の現状

1. 教育・保育を取り巻く環境

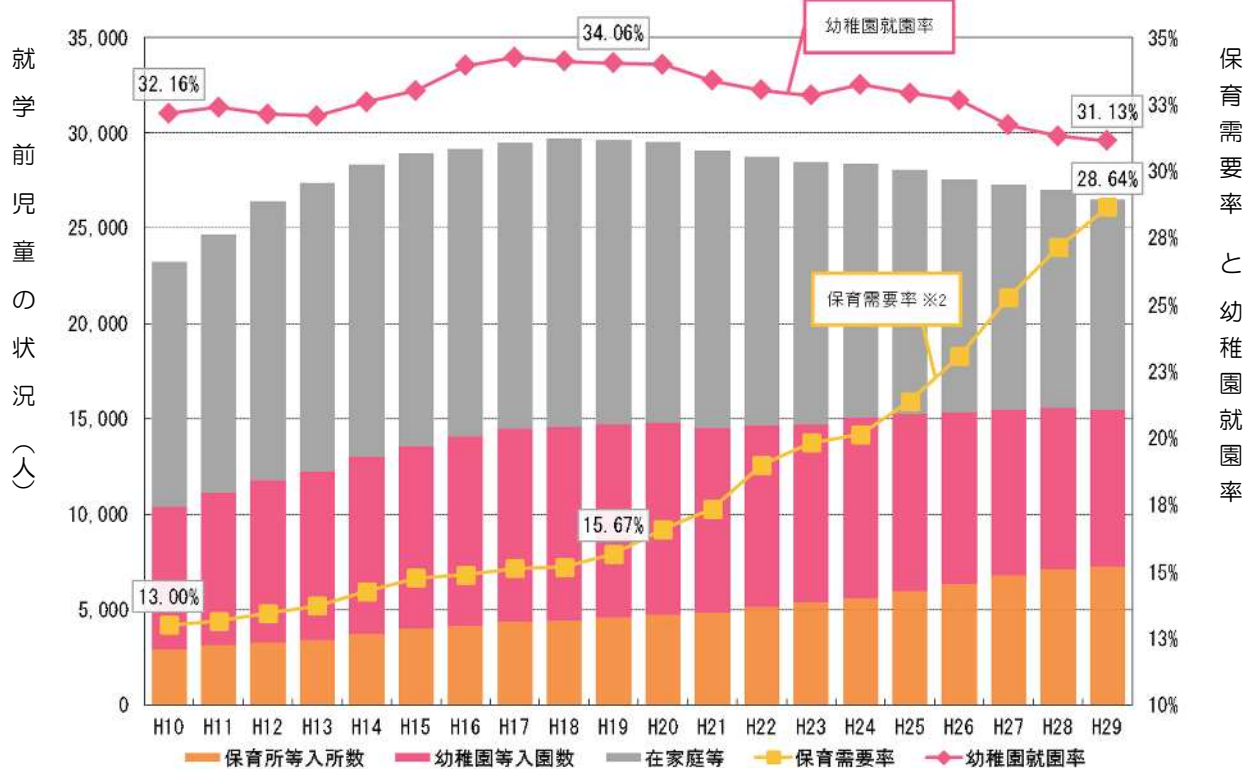
(1)西宮市の人口の推移と予測



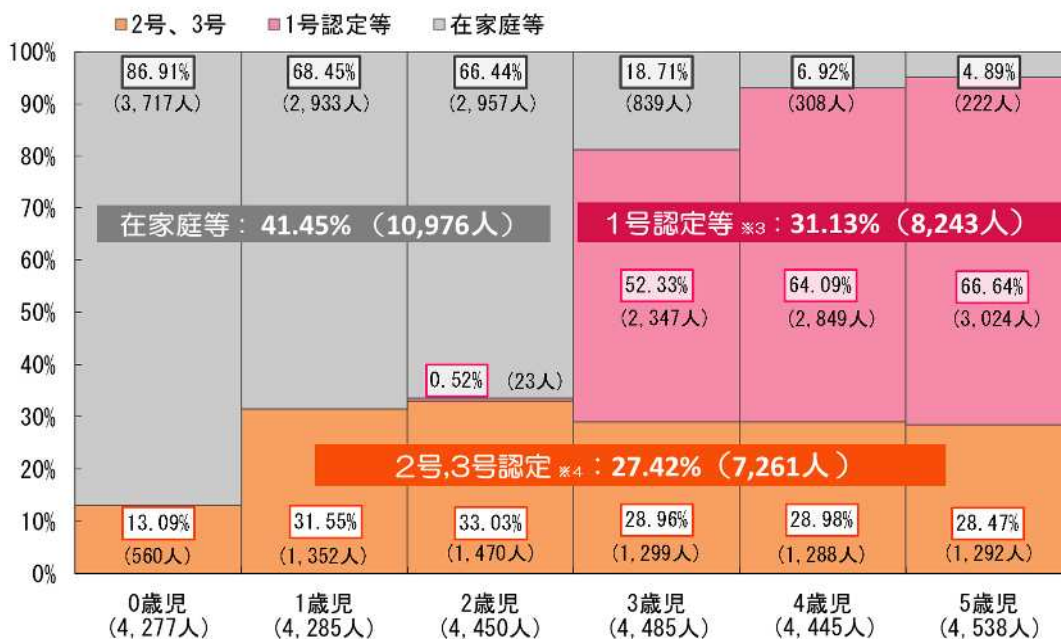
「推計人口」は今後も48万人台で推移していく一方で、「就学前児童」は平成18年度以降減少傾向にあり、今後もその傾向が続くと予測されている。

(2)市内幼稚園、保育所などの利用状況

①保育需要率及び幼稚園就園率と就学前児童(0～5歳児)の状況の推移



②就学前児童の居場所 (平成 29 年度 0～5 歳児 : 26,480 人)



(※3) 1号認定等：幼稚園、認定こども園（幼稚園として利用）

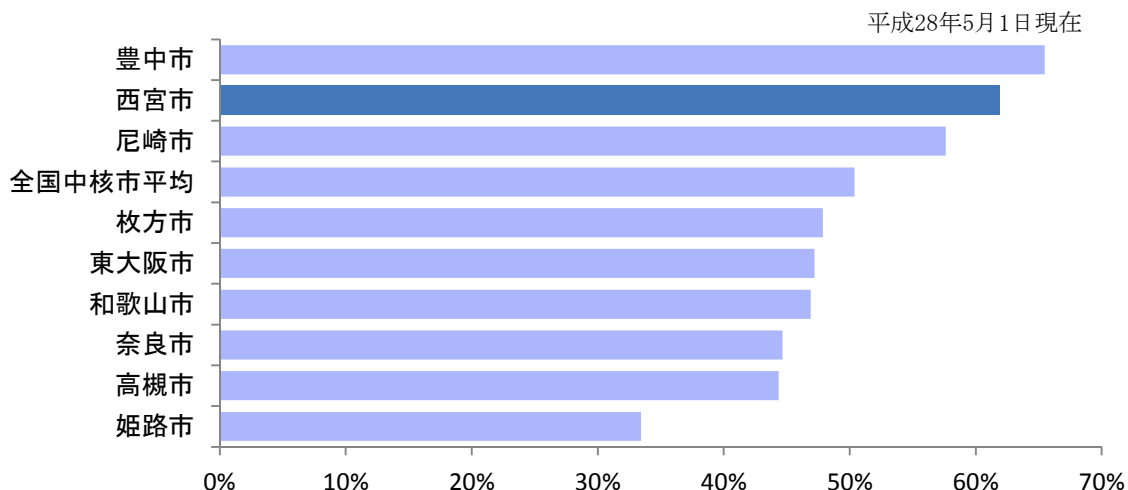
(※4) 2号、3号認定等：保育所、認定こども園（保育所として利用）、地域型保育

本市の就学前児童の状況を見ると、在家庭等（認可保育所、幼稚園の利用者以外を示し、認可外保育施設、児童発達支援等の利用者を含む）が約半数となっている。また、「保育需要率」は年々増加を続ける一方で、「幼稚園就園率」は横ばい推移している。なお、就学直前の5歳児については依然約3分の2は幼稚園に通っている現状にある。

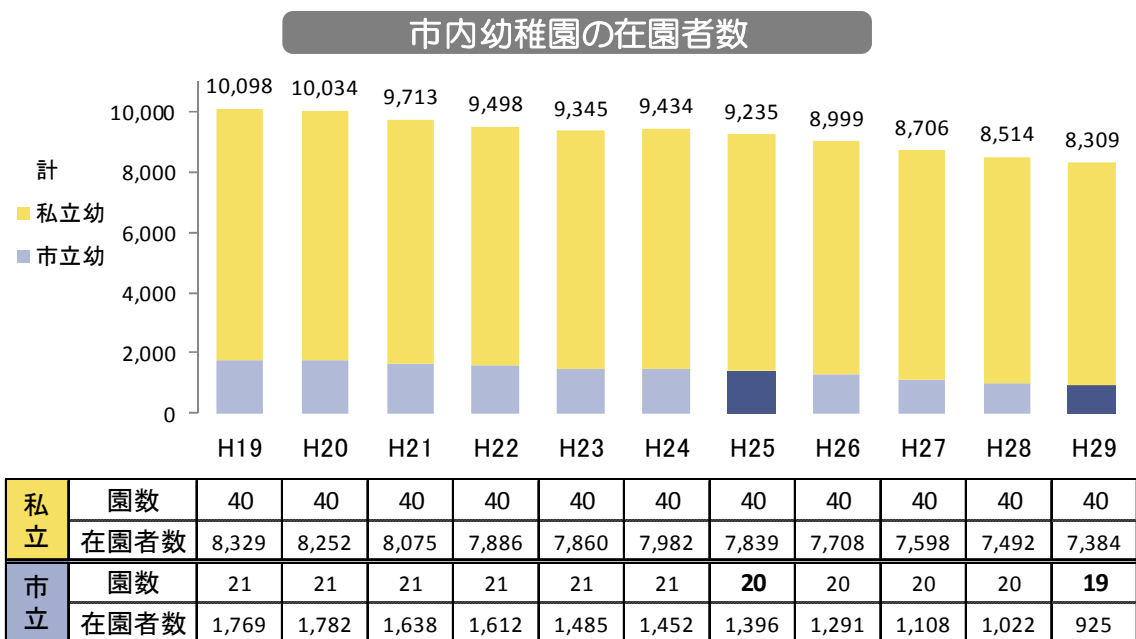
③他の中核市との幼稚園就園率の比較

他の中核市との比較では、本市は3～5歳児における幼稚園就園率が6割を超えている。平成28年5月1日現在の近畿2府4県内の中核市と比較すると、豊中市に次ぐ率となっている。学校教育への入り口としての幼稚園が果たしている役割は、大きなものがあると捉えられる。

近畿2府4県内 中核市の幼稚園就園率（3～5歳児）



④市内幼稚園の在園者数



(学校基本調査より)

幼稚園の在園者数は、公私立ともに平成 20 年度以降減少傾向が続いている。平成 18 年度より、公立幼稚園 5 園で実施していた臨時的措置※5 による 4 歳児の複数学級は順次縮小し、平成 25 年度に廃止している。また同年度には浜甲子園幼稚園を休園したこと等もあり、この間の公立幼稚園の在園者数の減少率は、私立幼稚園の約 4 倍以上となっている。

⑤支所区分ブロック別の幼稚園入園者の将来推計

| | 2016 (H28) | 2020 | 2025 | 2030 | 2035 | 2040 | 対 H28 比率 | |
|-------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|------|
| ①本庁北東 | 1,300 | 1,363 | 1,191 | 1,165 | 1,168 | 1,193 | 91.8% | -8% |
| ②本庁北西 | 728 | 580 | 567 | 551 | 544 | 531 | 72.9% | -27% |
| ③本庁南西 | 874 | 783 | 719 | 705 | 704 | 682 | 78.0% | -22% |
| ④本庁南東 | 601 | 604 | 513 | 451 | 420 | 418 | 69.6% | -30% |
| ⑤鳴尾 | 1,435 | 1,264 | 1,032 | 880 | 761 | 676 | 47.1% | -53% |
| ⑥瓦木 | 1,434 | 1,594 | 1,183 | 1,104 | 1,104 | 1,127 | 78.6% | -21% |
| ⑦甲東 | 1,316 | 1,180 | 1,218 | 1,155 | 1,070 | 990 | 75.2% | -25% |
| ⑧塩瀬 | 433 | 301 | 297 | 280 | 267 | 236 | 54.5% | -46% |
| ⑨山口 | 234 | 215 | 192 | 193 | 153 | 134 | 57.3% | -43% |
| 全体 | 8,355 | 7,884 | 6,912 | 6,484 | 6,191 | 5,987 | 71.7% | -28% |

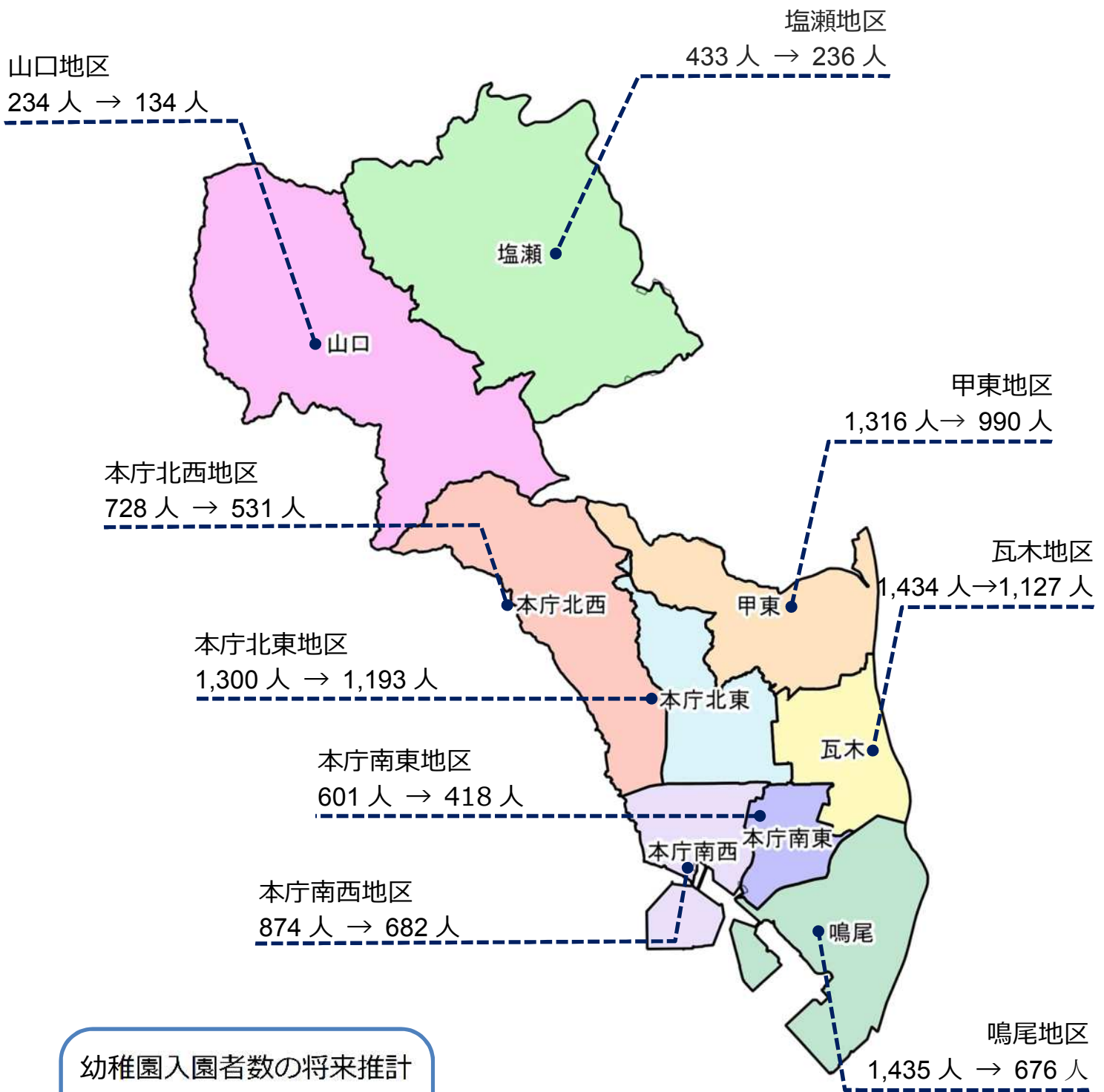
(2020 年までは市教委推計、2025 年以降は第 5 次西宮市総合計画策定における将来推計人口より作成)

中長期的な視点での就園環境を検討することにあたり、第 5 次西宮市総合計画における就学前児童の推計等を取り入れた「9 支所区分」ごとの考え方に基づく将来推計をまとめた。

その結果、2040 年でみると幼稚園就園者数は市全体で現在より 30% 近く減少する予測であるが、地域ごとに見ると、10% 未満から 50% 以上までと地域差が大きくなっている。

(※5) 臨時的措置：公私立幼稚園における待機児童が生じていることから就園を確保するため、原則「1 学年 1 学級」としながらも、地域により 4 歳児を 2 学級とした措置。

西宮市の9支所区分ブロック図



幼稚園入園者数の将来推計
 地区名
 2016年 → 2040年

2. 公立幼稚園の現状

(1) 公立幼稚園の現状

平成 29 年度の園児募集においての就園者数は、4 歳児が 408 人、5 歳児が 517 人となっている。4 歳児については、総募集定員を下回るものの、地域によって応募の多い園があり、4 園で抽選となっている（浜脇、夙川、大社、上ヶ原）。今後、公立幼稚園の休級・休園規程適用後の適正配置により利用定員の枠が減少することや、前述の将来予測から見ても、今後の幼稚園入園者数は、全体としてさらに減少することが予想され、公立幼稚園ニーズが一定数ある地域などの地域偏在はあるものの、ほとんどの園で 1 学年 1 学級となる見込みである。

○平成 29 年度公立幼稚園園児数

| | | 園児数（人） | | | 学級数 | | |
|----|--------|--------|-----|-----|-----|-----|----|
| | | 4 歳 | 5 歳 | 計 | 4 歳 | 5 歳 | 計 |
| 1 | 浜脇 | 28 | 35 | 63 | 1 | 1 | 2 |
| 2 | 用海 | 20 | 21 | 41 | 1 | 1 | 2 |
| 3 | 夙川 | 30 | 34 | 64 | 1 | 1 | 2 |
| 4 | 越木岩 | 25 | 28 | 53 | 1 | 1 | 2 |
| 5 | 大社 | 32 | 37 | 69 | 1 | 2 | 3 |
| 6 | 附属あおぞら | 25 | 33 | 58 | 1 | 1 | 2 |
| 7 | 上ヶ原 | 32 | 31 | 63 | 1 | 1 | 2 |
| 8 | 門戸 | 31 | 38 | 69 | 1 | 2 | 3 |
| 9 | 高木 | 31 | 35 | 66 | 1 | 1 | 2 |
| 10 | 瓦木 | 20 | 23 | 43 | 1 | 1 | 2 |
| 11 | 春風 | 32 | 32 | 64 | 1 | 1 | 2 |
| 12 | 南甲子園 | 25 | 28 | 53 | 1 | 1 | 2 |
| 13 | 高須西 | 10 | 23 | 33 | 1 | 1 | 2 |
| 14 | 鳴尾東 | 16 | 33 | 49 | 1 | 1 | 2 |
| 15 | 鳴尾北 | - | 11 | 11 | - | 1 | 1 |
| 16 | 小松 | 14 | 26 | 40 | 1 | 1 | 2 |
| 17 | 山口 | 19 | 25 | 44 | 1 | 1 | 2 |
| 18 | 名塩 | 7 | 13 | 20 | 1 | 1 | 2 |
| 19 | 生瀬 | 11 | 11 | 22 | 1 | 1 | 2 |
| 合計 | | 408 | 517 | 925 | 18 | 21 | 39 |

※公立幼稚園では、4 歳児は原則として 1 園につき 1 学級 30 人。5 歳児は 35 人を超える場合には、複数学級配置としている

※4 歳児で 30 人を超える園は、特別な支援が必要な幼児を枠外で受け入れしている。

※鳴尾北幼稚園については、平成 29 年度より 4 歳児学級を休級しているため、(-) 人となっている。

(2) 教職員の配置

幼稚園の規模の大小にかかわらず、基本的には各幼稚園に園長、養護教諭、園務員を1人ずつ、教諭を担任として学級数ずつ配置している。

公立幼稚園における教職員の配置状況

平成29年度 現在

| 職名 | 正規教職員 | 正規以外 ^(※) | 合計 |
|------|-------|---------------------|-----|
| 園長 | 11人 | 8人 | 19人 |
| 教諭 | 29人 | 12人 | 41人 |
| 養護教諭 | 4人 | 15人 | 19人 |
| 園務員 | 16人 | 2人 | 18人 |
| 合計 | 60人 | 37人 | 97人 |

※ 園長は嘱託、再任用、教員は臨時講師、園務員は再任用。

(3) 公立幼稚園の運営状況の推移

幼稚園の数は、平成25年度より浜甲子園幼稚園、平成29年度より今津幼稚園が休園となり2園減少している。また、臨時的措置の縮小・廃止による園児数や教職員の減少、正規教職員の採用抑制により、事業費は年々減少傾向にある。

今後の園数の見込み

| 年 度 | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | 2020 |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|------|
| 4歳児休級 | 今津 | 鳴尾北 | 小松 | 瓦木 | |
| | | | 名塩 | 用海 | |
| | | | 高須西 | | |
| 休 園 | | 今津 | 鳴尾北 | 小松 | 瓦木 |
| | | | | 名塩 | 用海 |
| | | | | 高須西 | |
| 園 数 | 20 | 19 | 18 | 15 | 13 |

事業費等の推移

(単位：千円)

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | |
|----|---------------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 歳入 | 国、県支出金 [※] | 2,306 | 470 | 593 | 480 | 508 | 1,045 |
| | 保育料・入園料 | 163,151 | 159,121 | 152,416 | 140,610 | 114,319 | 115,334 |
| | 市一般財源 | 874,472 | 871,857 | 797,010 | 813,192 | 833,551 | 803,002 |
| | その他 | 781 | 886 | 773 | 375 | 391 | 0 |
| | 合計 | 1,040,710 | 1,032,334 | 950,792 | 954,657 | 948,769 | 919,381 |
| 歳出 | 人件費 | 926,072 | 919,704 | 855,326 | 861,892 | 853,855 | 821,368 |
| | 委託料 | 22,560 | 19,504 | 19,201 | 12,981 | 12,862 | 13,563 |
| | その他 | 92,078 | 93,126 | 76,265 | 79,784 | 82,052 | 84,450 |
| | 合計 | 1,040,710 | 1,032,334 | 950,792 | 954,657 | 948,769 | 919,381 |
| 園数 | 21園 | 21園 | 20園 | 20園 | 20園 | 20園 | |

※ 平成23年度は、県の子どもの読書活動推進事業により、県支出金が増額となっている。

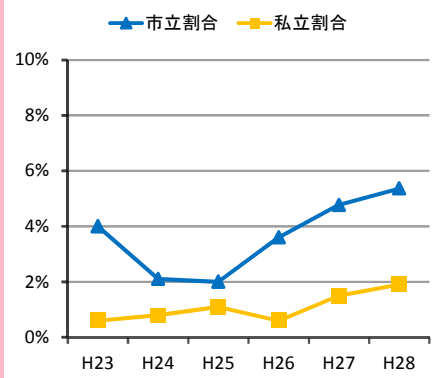
(4) 特別な支援が必要な幼児への対応

①就学相談の増加

就学相談を実施した人数は、特に平成 26 年度以降の 2～3 年で急激に増加している。

平成 23～28 年度に公私立幼稚園に在籍している全幼児のうち、就学相談を実施した人数の割合をみると、特別な支援が必要な幼児は、公私立ともに一定数の受け入れが行われており園児数に対しての割合は高くなってきている＝右グラフ参照。

在籍数に対する就学相談の実施割合



②就園相談の現状

就園相談を受けた幼児の数は、H26 年度 57 人、H27 年度 60 人、H28 年度 64 人、平成 29 年度 67 人である。就学前児童の数は減少傾向にあるが、公立幼稚園への就園を希望する特別な支援が必要な幼児は増加傾向にある。

また、平成 29 年度までの公立幼稚園の就園相談の進め方は以下のとおりである。

【現在の就園相談の流れ】

- ① 就園を希望する幼稚園の園長が保護者・幼児と面談
- ↓
- ② 教育委員会事務局担当課が保護者・幼児と「就園相談」
- ↓
- ③ 相談結果をもとに、就学支援委員会※1が「就園の方向等」※2を示す。

※1 就学支援委員会：専門医、学識経験者、学校園長（特別支援学校を含む）、児童福祉関係者（健康福祉局）

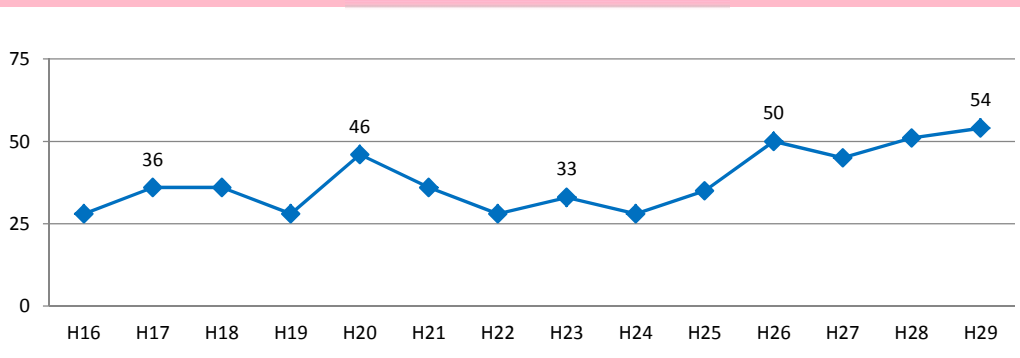
※2 「就園の方向等」：「療育専門機関」、「支援付就園」、「通常の就園」

平成 29 年度に設置した西宮市特別支援教育審議会において、平成 31 年度の就園に向けた就園相談のあり方や支援の体制について審議を進めている。

③特別な支援が必要な幼児の支援体制

支援対象幼児数は増加傾向にある＝下グラフ参照。平成 29 年は全 19 園で 54 人の支援対象児を受け入れ、33 人の保育補助員を配置している。各園の支援対象児の数は多い園で 8 人、少ない園で 1 人である。支援を行う保育補助員は資格を問わないボランティアが担っている。

支援対象幼児数の推移



● 目指す方向性

地域における幼児教育の拠点的功能を果たす

1. これまで培ってきた公教育の始点として、幼児教育を継承・発展する役割

本市における幼児教育を継承・発展させる上で公私立共に質の高い幼稚園教育を提供することが求められている。こうした中で、公立幼稚園が今後果たすべき役割として、幼児教育は生涯における教育の根幹を成すものであることから、直接体験することの大切さ、体験を通じた遊びからの学びなど、これまで本市が培ってきた知識・経験を継承・発展させ、公教育の始点である公立幼稚園の均質的な保育の質を向上させ、小学校との円滑な接続期の教育を進めていく。

2. 多様な教育的ニーズに対応する拠点としての役割

今後増加することが予測される特別な支援が必要な幼児等の受け入れニーズについて、まずは、公立幼稚園において更なる受け入れができる体制を整える。

また、こども未来センターなど関係機関との連携を進めながら、幼稚園教諭の専門性を高めることで、特別な支援が必要な幼児への対応を進めていくほか、要保護児童への対応など多様な教育的ニーズに対応する拠点としての役割を果たしていく。

3. 地域との結びつきを生かした子育て支援における拠点としての役割

地域、保護者や各関係機関に対して、近隣の子育て支援施設への保育公開や情報提供を行うとともに地域における幼児期の教育の研修の機会を提供するなど、幼保小の連携を意識した幼児教育のあるべき姿を地域に積極的に発信していく。

また、地域との結びつきを子育て支援につなげた「おむすび広場事業」を持続可能な事業として継続的に発展させていく。

西宮市立幼稚園の今後のあり方と取り組み

1. これまで培ってきた公教育の始点として、幼児教育を継承・発展する役割

(1) 公教育の始点としての幼児教育の継承と発展

現状と課題

①幼稚園教育要領等の改正

幼稚園教育要領・保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂されたことを受けて、就学前の幼児に身につけて欲しい力が共通化されたことから、幼保で保育の質を向上させる必要がある。

②保育の質の向上に向けた取り組みの必要性

本市が培ってきた知識・経験の継承と発展を行うための取り組みが必要である。



今後のあり方と取り組み

①幼稚園教育要領等の改正への対応

・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として培う方向性としての「10の力」について、幼児期の集団保育における遊びの中での豊かな経験を通じた学びと育ちの連続性の中で習得させるための教育課程を編成するとともに、日々の保育のふりかえりだけでなく、長期的視点において「幼児期の教育」と「実践する職員」の「質」の向上に取り組む。

②幼児期の学びと育ちを見える形にするための「保育の可視化」

・「保育の可視化」を進めることにより、幼児期の学びと育ちを見える形にすることで、保育者間での共通理解や質の高い研修を行う。
 ・可視化された保育に基づく研究の成果など、幼児教育のあるべき姿について地区の拠点的功能を果たすために積極的に発信することに取り組む。

(2) 質の高い幼児期の教育に向けた公私・幼保小の連携

課 題 現 状 と

- ① 幼児教育は生涯における教育の根幹を成すことから、幼児期から児童期への滑らかな接続を進めていく必要がある。
- ② 公私、幼保小の交流を含めた連携により質の高い幼児教育を目指す必要がある。

今 後 の あ ら わ い 取 り 組 み

① 「つながり」の推進

- ・小学校区を基本に12の地域で、幼児や児童並びに教職員同士の交流や連携を実施する。
- ・学びの基礎力の育成を図るため、幼児期と児童期の接続を踏まえたみやっこ「つながり」カリキュラムを活用し、エリア内の特別な支援が必要な幼児への支援も含めて、幼保小連携における幼児期から児童期への「縦」のつながりを推進していく。
- ・教職員相互の研修では、授業・保育公開及び事後の交流会を通して、各地区の幼・保・小の教職員が互いの教育・保育課程や指導方法等について情報交換を行う。子供の発達段階に応じた指導により、幼稚園、保育所等から小学校への滑らかな接続を推進する。

② 子育て支援及び幼児教育についての調査・研究

- ・子育て総合センターと附属あおぞら幼稚園での共同研究やグループ研究により、幼児教育の課題解決に向け、アンケート調査等を実施、実践研究を進めている。そして、その研究の成果を市内に発信し、幼児期の教育・保育の質の向上を図る。
- ・各幼稚園での研究に加えて、実践的な指導を深めるため、子育て総合センターによる公私立の保育所・幼稚園・認定こども園・小学校等の教職員を対象とした専門研修を実施し、公私立を問わず子供の育ちを支援していく。

2. 多様な教育的ニーズに対応する拠点としての役割

(1) 支援体制の構築

現 状 と 課 題

① 就園相談の仕組みの検討

- ・公立幼稚園では、就園相談を行い、専門機関において療育を受けることが望ましいとの方向となった幼児は、就園でなく、交流による保育を勧めていた。しかし、原則就園できない仕組みは、検討すべき課題であった。また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、今後、合理的配慮の基となる環境整備を進め、保護者が希望すれば就園できるような支援体制の構築が必要である。
- ・支援を行う保育補助員については、資格を問わないボランティアが担っている。

②適正配置を進めていく公立幼稚園での受け入れ

- ・公立幼稚園の休級・休園が進む一方で、今後増加することが予測される特別な支援が必要な幼児を公私立で受け入れる体制づくりがますます必要になってくる。

③年度途中の受け入れ

- ・現状では、年度途中から支援を行うことができない。引っ越しによる年度途中の就園や子供の状態の変化などによる支援等に対応できないことが課題となっている。

④私立幼稚園への支援の検討

- ・私立幼稚園でも受け入れが進むような支援の手法を検討する必要がある。



①専門性のある支援体制の構築

- ・平成 31 年度より、特別な支援が必要な幼児の更なる受け入れを行う。専門性のある支援体制を構築する必要があるため、特別支援教育担当教員や特別支援教育支援員の配置などの検討や設備整備など、基礎的環境整備を早急に進めていく。
- ・療育専門機関との並行通園ができるよう連携を強化していく。

②適正配置後の公立幼稚園での受け入れ体制の見直し

- ・公私立が連携して受け入れ体制を整備することが求められているが、まずは地域における拠点的功能をさらに高めたいいくつかの公立幼稚園で 4 歳児複数学級（20 人程度 2 学級）を導入することで受け入れ体制について見直しを図る。また、その他の公立幼稚園全体も含めて受け入れのあり方を見直し、柔軟な対応ができるような体制に向けた検討を進めていく。
- ・子ども未来センター等の関係機関との連携を生かして、地域における拠点的功能をさらに高めたいいくつかの公立幼稚園について、特別支援のセンター的な役割を果たすとともに、支援が必要な園の依頼に対して、支援担当教諭が教育相談を行う仕組みづくりを進めるほか、関係機関へつないでいく。

③年度途中の受け入れ

- ・今後、受け入れが可能となるような体制作りについて検討を進めていく。

④私立幼稚園への支援の手法の見直し

- ・私立幼稚園での受け入れがさらに進むように、その手法について検討を進めていく。
- ・近隣の私立幼稚園における支援が必要な園児に対して、地域の拠点的功能をさらに高めたいいくつかの公立幼稚園からの支援の手法を検討していく。

(2) 要保護児童がいる家庭への対応

現状と課題

- ・要保護児童がいる家庭への対応が課題となっている。

今後のあり方と取り組み

要保護児童の早期発見とその家庭への対応、関連機関への連携を進めていく。

(3) こども未来センターなど関係機関との連携

現状と課題

- ① こども未来センターなど関係機関との連携の強化
- ・平成 29 年度からこども未来センターに公立幼稚園教諭を配置している。
 - ・特別な支援が必要な幼児の就園にあたって、こども未来センターなどとの連携を深める必要がある。

今後のあり方と取り組み

- ・特別な支援が必要な幼児の就園にあたっては公私立に関わらず、こども未来センターから提供を受けた発達状況に関する情報が活用できるようにするとともに、本人の状況や支援の必要性等も踏まえた就園相談が可能となるようにする。
- ・特別支援教育の充実に向けて、こども未来センターによるアウトリーチや関係機関の研修などを通じて幼稚園教諭の専門性を向上させることで、特別な支援が必要な幼児を受け入れる私立幼稚園を支援する。
- ・私立幼稚園の職員への研修について受け入れを進めていくことで、園内の支援体制の充実を図る。また、小学校への進学等に際しても、継続した支援を進めていけるように幼小の連携を強化する。
- ・平成 29 年度より、こども未来センターに公立幼稚園教諭を配置し、支援の実務を経験することで、特別な支援が必要な幼児への理解を深め、実際の教育現場での活用につながるようスキルの向上を図っている。また、研修を受けた幼稚園教諭を配置した園に、特別支援のセンター的機能を持たせ、周辺の支援が必要な園の依頼に対して、支援担当教諭が教育相談を行う仕組みづくりを既存の特別支援学校の役割と連携しながら進めていく。その中で発達障害等への理解、幼児への望ましい対応、園での研修、関係機関へのつなぎ等について助言を行う。
- ・支援が必要な園児の保護者向けに、子育ての不安解消や、悩みを相談し合う仲間作りを目的とした「ペアレントプログラム」の実施を積極的に進めていく。
- ・特別な支援が必要な幼児が集う場づくりとして、市の地域子育て関連施策とも調整しながら、公立幼稚園の施設の活用を図っていく。また、実施にあたっては、関係機関の協力による巡回相談の実施など、支援の充実にも努めていく。

(4) みやっこファイルの活用の促進

現状と課題

①みやっこファイルの活用の促進

- ・「みやっこファイル」は西宮市方式のサポートファイルとして、平成 21 年にこども未来センターが事務局を担うみやっこ会議（西宮市地域自立支援協議会）こども部会にて試行版が作成されたものである。
- ・みやっこファイルを活用する保護者が増えている状況であるが、就学前の低年齢児や就学後の継続的利用及び周知が十分でないところがある。



今後のあり方と取り組み

- ・本人の特徴や支援に必要な情報をまとめた「みやっこファイル」の活用を進め、支援が必要な子供が就学する際に、乳幼児期から一貫・継続的に関係機関が情報共有できるように取り組む。
- ・今後こども未来センターにおける「みやっこファイルかき方教室」の開催等により周知を行っていく。



3. 地域との結びつきを生かした子育て支援における拠点としての役割

(1) 幼稚園就園者数の減少に伴う公立幼稚園の適正配置

課 現 状 と 題

- ・公立幼稚園とともに園児数が減少傾向が続いている。



今後のあり方と取り組み

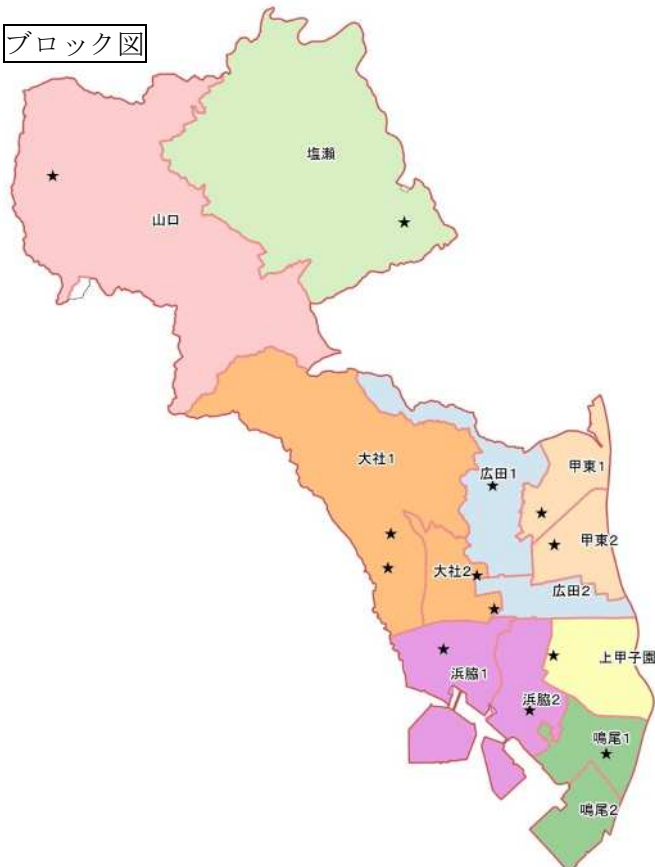
① 休級・休園規程の適用

- ・当初、「西宮市幼児期の教育・保育審議会」の中間答申を踏まえ、平成 24 年度に示した「西宮市立幼稚園の適正配置計画【当面のあり方】」では、小学校区に応じた幼稚園・保育所・連携ブロックを基本とした 13 の小ブロックに原則 1 園は残すという考えを基本としてきた。
- ・平成 27 年度に公表したあり方では、ここ数年間の就学前児童数の減少と保育環境の変化による幼稚園入園者数の減少を踏まえ、8 つの中ブロックに原則 1 園は配置するということを基本に適正配置を進めてきた。今後、鳴尾北・小松・名塩・高須西・瓦木・用海の 6 園についても休園を予定し、平成 32 年度には 13 園とする見込みである。

② 休級・休園規程の廃止

現行の休級・休園規程については、「あり方Ⅱ」を公表するにあたり廃止とする。

ブロック図



| 中ブロック | 小ブロック | 園名 | 休園 |
|---------|---------|-----------------|----------|
| 浜 脇 | 浜 脇 1 | 浜 脇 用 海 | 予定 |
| | 浜 脇 2 | 今 津 南 甲 子 園 | 休園 |
| 鳴 尾 | 鳴 尾 1 | 浜 脇 甲 子 園 | 休園 |
| | 鳴 尾 2 | 鳴 尾 東 高 須 西 | 予定 |
| 上 甲 子 園 | 上 甲 子 園 | 春 風 | |
| | | 鳴 尾 北 小 松 | 休園 予定 |
| 大 社 | 大 社 1 | 夙 川 越 木 岩 | |
| | 大 社 2 | 大 社 付 属 あ お ぞ ら | |
| 広 田 | 広 田 1 | 上 ヶ 原 | |
| | 広 田 2 | 瓦 木 | 予定 |
| 甲 東 | 甲 東 1 | 門 戸 | |
| | 甲 東 2 | 高 木 | |
| 山 口 | 山 口 | 山 口 | |
| 塩 瀬 | 塩 瀬 | 名 塩 生 | 予定 |

(2) 地域における子育て支援の拠点としての位置づけ

現状と課題

- ①適正配置後の公立幼稚園の役割
 - ・休級・休園規程の適用を受けた適正配置後の公立幼稚園について、改めて役割を位置づける必要がある。
- ②地域における公立幼稚園ニーズの受け止め、要保護の子供がいる家庭への対応が求められている。
- ③公立幼稚園の地域での位置づけを明確にするためにも、園の取り組みを広く、かつ、分かりやすく、発信していくことが求められている。



今後のあり方と取り組み

①地域の幼児教育の拠点的功能を生かした幼児教育の継承と発展

- ・公私立連携のもとに幼児教育の発展に努めることを目的として、私立幼稚園における保育の研究・実践の積み重ね、交流も積極的に行っていく。
- ・地域、保護者や各関係機関に対して、近隣の子育て支援施設への保育公開や情報提供を行い、地域における幼児期の教育の研修の場を提供する。

②地域における公立幼稚園へのニーズの受け入れ

- ・多様な所得階層の家庭の幼稚園ニーズの受け入れなども踏まえて、就学前児童の一層の減少が生じた場合においても、セーフティネットとしての機能を維持しつつ、地域における公立幼稚園へのニーズを受け止める。

③幼稚園における学校評価の取り組み

- ・公立幼稚園の取り組みを市民に広く発信できるように、学校教育法、学校教育法施行規則に基づいて、教育活動や運営の状況についてまとめた学校評価を園、保護者、評価委員により継続して行い、その結果に基づいた改善を図るなど、教育水準の向上について引き続き取り組んでいく。

(3) 一時的な預かり保育「おむすび広場事業」

現状と課題

① 「おむすび広場事業」の試行実施

- ・平成27年度に検討を行うとしてきた週に1～2日程度の短時間での一時的な預かり保育については、「おむすび広場事業」を平成28年9月から2園で試行実施を開始し、平成29年度については8園に拡大している。
- ・「おむすび広場事業」は通常の教育課程に係る教育時間の終了後の午後2時～午後4時まで公立幼稚園の在園児を対象に実施している。実施にあたっては園が地域ボランティアの協力を受けながら、在園児を一時的に預かっている。
- ・園の教員は日々の園務分掌や翌日の保育の準備や研修などに追われ、事業に携わる時間を確保することが難しい

② 「おむすび広場事業」をとおした地域との関係づくり

- ・「おむすび広場事業」の名称には、園・保護者・地域の「結び」を、子供の育ちにつなげ、「おむすび」のもつ温かい家庭的雰囲気の中で子供を見守るという思いが込められている。これまで公立幼稚園が培ってきた地域とのつながりを園児の育ちに還元する意味合いが強く、幼児の放課後の居場所づくりや保護者のレスパイト（身体的・精神的負担の軽減）など子育て支援事業の一環として位置付けている。
- ・事業実施において重要な役割を果たしている地域ボランティアについて、幅広い世代のボランティアが事業を支えているが、人材の安定的な確保が課題である。



今後のあり方と取り組み

① 本格実施に向けた検討

- ・持続可能な事業として継続的に発展させるために、試行実施期間中に前述の課題等の整理と対応策について、教育委員会と幼稚園が協力して検討を進めていく。

② 今後の取り組み

- ・当面、試行実施とするものの、応益負担の原則や体制の充実についての課題を整理することにより、早期に進めていく。
- ・私立幼稚園でも地域ボランティアの活用を行うなど、地域との関係づくりが進めていけるような協力体制の構築に向けた取り組みについて検討していく。

4. 保育環境の整備

(1) 保護者負担における公私間格差

現状と課題

①子ども・子育て支援新制度移行に伴う保育料の見直し

- 平成 27 年度から公立幼稚園が子ども・子育て支援新制度へ移行し、従来制度の一か月あたり 9,600 円の定額の保育料を見直し、保護者の所得に応じた階層の区分及び子供の人数に応じた保育料（入園料含む）を「利用者負担」として保護者が支払う仕組み（応能負担）に変更した＝下表参照。

子ども子育て支援新制度移行後の利用者負担額表（平成 29 年 4 月 1 日現在）

| 区 分 | | | 私立幼稚園・ 認定こども園 | 市立幼稚園 | |
|-------|------------|---------------|------------------|----------|----------|
| | | | | H28年4歳児 | H29年4歳児 |
| I | 生活保護世帯等 | | 0 円 | 0 円 | 0 円 |
| II 1 | 市民税 非課税世帯 | (母子・父子世帯等) | 0 円 | 0 円 | 0 円 |
| II 2 | 市民税 非課税世帯 | (上記以外の世帯) | 2,500 円 | 2,000 円 | 2,300 円 |
| III 1 | 市民税 所得割課税額 | 59,500円以下の世帯 | 5,200 円 | 4,700 円 | 4,700 円 |
| III 2 | 市民税 所得割課税額 | 77,100円以下の世帯 | 9,800 円 | 7,600 円 | 8,800 円 |
| IV 1 | 市民税 所得割課税額 | 144,900円以下の世帯 | 16,000 円 | 12,900 円 | 14,400 円 |
| IV 2 | 市民税 所得割課税額 | 211,200円以下の世帯 | 20,500 円 | 15,600 円 | 18,500 円 |
| V 1 | 市民税 所得割課税額 | 377,100円以下の世帯 | 22,000 円 | 16,500 円 | 19,800 円 |
| V 2 | 市民税 所得割課税額 | 377,101円以上の世帯 | 23,400 円 | 17,400 円 | 21,100 円 |

- ※ 表は第 1 子。同一世帯に小学校 3 年生以下の子供が 2 人以上、在学または幼稚園・保育施設等を利用している場合、年齢の高い方から 2 番目の子供は上記の額の半額、3 番目以降の子供は無料。
- ※ 多子世帯及びひとり親世帯等（母子・父子世帯または在宅障害児（者）のいる世帯）については、利用者負担が軽減される場合あり。
- ※ 従来制度私立幼稚園については園によって異なる。

②就園奨励助成金の見直し

- 所得制限の撤廃などにより拡充し、助成金を増額した。



今後のあり方
と取り組み

①幼児教育無償化への対応

- 保育料の公私間格差については、制度上は一定解消されてきている。
- 国が進めている幼児教育無償化等について、法改正等の情報収集を積極的に努めるほか、影響等について注視していくことが必要である。

(2) 保育年数の考え方の整理

① 3歳児保育（3年保育）

現状と課題

- ・3年保育については、全体的に就学前児童が減少傾向にあるものの、地域偏在により3歳児需要が増加している地域もある。
- ・3年保育はこれまで私立幼稚園がその全てを担うべく先行実施し積み上げてきた歴史的経緯があり、公立幼稚園の2年保育導入時においても、公私共存の考え方でそれぞれの役割を担っていくことを確認している。

今後のあり方と取り組み

- ・今後も基本的に私立幼稚園がその役割を担っていく。
- ・地域内での幼稚園ニーズおよび保育ニーズを周辺私立幼稚園で受け入れることが困難な状況が常態化することが想定される場合は、公立幼稚園が補完的役割としてその解決を図るために検討していく。

② 4歳児保育（2年保育）

現状と課題

- ・公立・私立幼稚園で4歳児における待機が発生しないような受け入れ枠の確保が必要である。
- ・休園・休園による適正配置が進む中で、特別な支援が必要な幼児が増加傾向にある中での受け入れ体制を整備していく必要がある。

今後のあり方と取り組み

- ・今後も公立・私立が連携して希望する保護者の選択肢を確保していく
- ・公立幼稚園において特別支援教育の充実等を図る観点から、市内の拠点的機能をさらに高めたいくつかの園で4歳児複数学級（20名程度2学級）の実施を検討する。
- ・年度途中での入園希望者についても、公立・私立で受け入れ枠を確保していく。

③ 5歳児保育（1年保育）

現状と課題

- ・小学校へ就学する前に市として集団学習の場を保障する必要がある。

今後のあり方と取り組み

- ・1年保育を希望する保護者の選択肢を市として確保する。
- ・年度途中の入園希望者については、今後も年度当初に市が設定した学級数の範囲で随時受け入れる。

(3) 教職員の配置状況

現状と課題

- ・公立幼稚園は私立幼稚園に比べ、1園あたりの平均園児数、保育にかかわる教員一人あたりの園児数が少ないため、園児1人あたりの運営経費が大きくなっている。

1園あたりの平均園児数と教員一人あたりの園児数（平成29年5月1日現在）

| | 園数(A) | 園児数(B) | 保育にかかわる教諭数(C) | 1園あたりの平均園児数(B/A) | 教員1人あたりの園児数(B/C) |
|-------|-------|--------|---------------|------------------|------------------|
| 私立幼稚園 | 40園 | 7,384人 | 476人 | 184.6人 | 15.5人 |
| 公立幼稚園 | 19園 | 925人 | 79人 | 49人 | 11.7人 |

出典：私立幼稚園「学校基本調査速報値」、公立幼稚園「教育要覧」。

- ・休級・休園が決定している公立幼稚園や、一部の園での複数学級を進めていくにあたって、職員の年齢構成等により保育の継承と発展をする上での課題が生じている。
- ・今後、特別な支援が必要な幼児への対応等も踏まえた教員の配置についての検討が必要となっている。



今後のあり方と取り組み

① 保育の継承と発展の視点における職員の適正配置

- ・正規教諭等の採用については、今後の園数や複数学級数の状況等を踏まえ検討していくとともに、園務員については退職不補充とすることでの適正配置を図る。

② 特別な支援が必要な幼児への対応

- ・園児の心身の健やかな発達への支援として、園における保健活動の充実を図るとともに、公立幼稚園において今後求められるセーフティネット機能として、子供たちの健康面や発達面などが多様化・複雑化する中で、支援が必要な園児への専門的知識に基づくアプローチや、職務の特質を生かした要保護の子供の早期発見とその家庭への対応、関連機関への連携なども期待されるため、今後、特別支援教育の推進体制構築などの課題と合わせる中で、養護教諭についての配置方法も検討していく。

5. その他の取り組み

(1) 認定こども園

①認定こども園

- ・平成 27 年度からこども支援局と連携して、公立幼稚園を活用した認定こども園の整備についての研究を行ってきた。
- ・公立幼稚園の認定こども園化にあたっては、地域における就学前児童数の推移や私立幼稚園の認定こども園への移行状況、保育所待機児童数の状況を見極めながら慎重に判断する必要がある。

②生瀬地域の現状

- ・生瀬地域は山地に囲まれた地形によって、交通面も含めて他地域から独立しており、さらに隣接する宝塚市に生活圏が近くなっている。
- ・平成 29 年 4 月 1 日現在の生瀬小学校区在住の就学前児童 314 人のうち、同地域の生瀬幼稚園に入園している子供は 21 人である。一方で市内他地域の幼稚園に通園している子供は 37 人、市外の幼稚園等に通園している子供は 61 人である＝下表参照。

生瀬小学校区内の 3 歳児～5 歳児の幼稚園就園先 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

| 分類 | | 園名 | 3 歳児 | 4 歳児 | 5 歳児 | 合計 |
|---------|----|-------|------|------|------|-------|
| 市内 | 公立 | 生瀬幼稚園 | 0 人 | 10 人 | 11 人 | 21 人 |
| | 私立 | 東山幼稚園 | 18 人 | 12 人 | 5 人 | 35 人 |
| | | その他 | 2 人 | 0 人 | 0 人 | 2 人 |
| | 小計 | | | 20 人 | 22 人 | 16 人 |
| 市外私立幼稚園 | | | 25 人 | 21 人 | 15 人 | 61 人 |
| 合計 | | | 45 人 | 43 人 | 31 人 | 119 人 |

- ・同地域には 0～2 歳児を対象とした地域型保育施設 2 か所が開設されており、平成 29 年 4 月 1 日現在 16 人が入所しているが、保育ニーズの 3 歳以上の受け皿は地域内にないため、他地域の保育所に 45 人が入所している。

③生瀬地域の課題

- ・市内では地域によって幼稚園ニーズや保育ニーズの状況は様々であり、生瀬地域においては、それぞれのニーズに対する受け皿が不足している。
- ・市外や他地域の幼稚園等に入園している子供が多い状況を鑑みると、3 年保育や預かり保育等のニーズがあるものと推測されるが、保育所については 3 歳児以上の子供を受け入れる施設自体が地域内に存在しない。
- ・地域内の幼稚園・保育ニーズの受け皿の設置に向けた強い要望が出されている。

① 公立の認定こども園についてのあり方

- ・市全体の就学前児童の幼稚園・保育ニーズおよび、市内各地域の状況を踏まえて検討する。
- ・3年保育を私立が担ってきた経緯から、まずは民間の認定こども園の整備を前提とした検討を進めていく。しかし、民間事業者が担うことが困難な状況が常態化する場合には、公立施設がその補完的役割として解決に努める。

② 生瀬地域におけるセーフティネット機能の保持

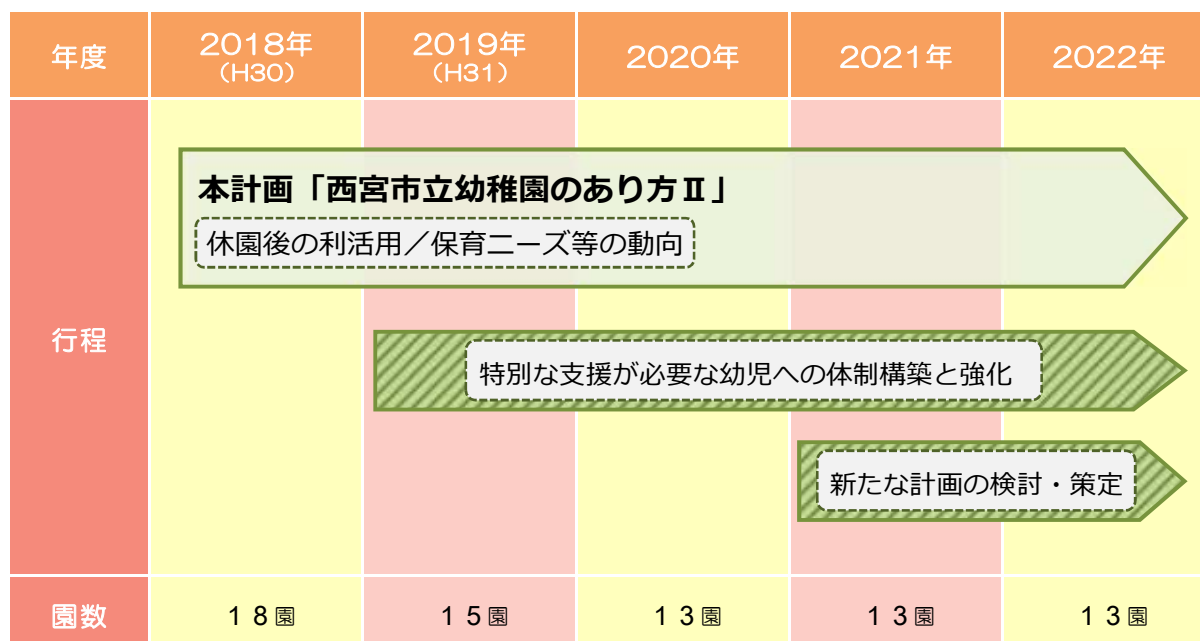
- ・生瀬地域における幼稚園・保育ニーズの課題解決策の一つとして、生瀬幼稚園の認定こども園化が考えられる。
- ・生瀬幼稚園を塩瀬ブロックにおいて「中ブロックに原則1園」の公立幼稚園として残すこととしてきた経緯があるため、塩瀬ブロックにおけるセーフティネットとしての機能を、代替の認定こども園が担えるように配慮する必要がある。

(2) 休園が決定した施設の有効活用

- ・平成28年度から平成32年度までの間に7園が休園する見込み。
(今津、鳴尾北、小松、高須西、名塩、用海、瓦木)
- ・休園が決定した施設の有効活用について検討する必要がある。
- ・検討にあたっては、現状のニーズだけでなく、今後の幼児教育無償化について考慮する必要がある。

- ・休園が決定した施設については、今後予定されている幼児教育無償化による幼稚園ニーズおよび保育ニーズの動向に注視しながら、市長事務部局とも協議の上で、地域の子育て支援施設も含めて、活用方法についての検討を進めていく。

本計画の期間



本計画は、公立幼稚園が適正配置により休級・休園を進めていくにあたり、その利活用も含めた平成30年度から5年間のあり方を示している。

この間は、園児数や保育環境の変化が予測されるため、定期的に状況を注視するとともに、総合的な検討を行い、計画途中の見直しも視野に入れながら運営を進めていく。

2021年以降は、改めて新たな「西宮市立幼稚園のあり方」について検討する。